農用地区域からの除外申請について　確認用フローチャート

農用地区域かを確認する(農林業振興課で確認)

農用地区域（青地）の場合

農用地区域外（白地）の場合

以下のA~Dのすべての項目を確認する

A	B	C	D
「中山間直接支払い事業」「多面的機能支払い事業」の対象農地ですか？（農林業振興課で確認）	土地改良事業の対象農地ですか？（農林業振興課で確認）	農地転用が可能な土地であることの見込みがとれましたか？（農業委員会で確認）	徳島県策定の『農用地利用計画の変更(能余地区域からの除外)の判断基準』を全て満たしていますか？（徳島県HPで確認）

除外申請の前に手続きが必要です

事業完了から8年が経過していますか？

除外できない土地です

除外できない土地です

除外できない土地です

YES

NO

A~Dの<u>すべての項目</u>をクリアしていた場合に、農振除外の申請受付が可能　※申請しても、必ずしも除外ができるとは限りません

農振除外申請を出すにあたって・・・

○ 周辺農地や耕作者・近隣住民に対し説明等を行い、理解が得られていること。
○ 申請に必要な書類がすべてそろっていること
○ 土地改良区の区域内の土地の場合、除外完了後、転用申請の際に脱退が可能であること。

これらの要件を満たしていることをご確認ください。

資材置き場または駐車場での除外申請の場合・・・
○ 農業委員会に提出する、農地転用の書類と同様のものを添付してください。
○ 再生可能エネルギー発電事業計画（改正FIT法）の申請をしていないことを確認してください。

協議の結果･･･

除外不可

※ 農振法13条にて定める除外の6要件を満たしていない場合、除外の許可を下ろすことができません。

除外完了

農業委員会で農地転用の申請